

2018年6月27日

問題提起者 元 応用地質(株) 常勤監査役 石北 俊彦
外部ゲスト (一般社)実践コーポレートガバナンス研究会理事 大谷 剛
コーディネータ 元 日本オキシラン(株) 常勤監査役 板垣 隆夫

全体テーマ:「監査役と内部監査部門の連携をどう深化させるか」

石北報告:「監査役から見た内部監査部門との連携の現状と課題」

1.はじめに

2015年、コーポレートガバナンス・コードが策定・公表され、ガバナンス改革元年と言われた。CGCは、独立社外取締役を中心とした取締役会の監督機能の強化に焦点を当てているが、監査役についても無関係ではなく、監査役は自分の役割をあまり狭く捉え過ぎずに、積極的に監督機能の一翼を担うべきとの考えを採用している。このような視点から、今、監査役が改めて取り組むべき課題の一つとして、内部監査部門との連携というテーマがあるのではないかと考える。このテーマについては、既に2017年1月13日に「監査役等と内部監査部門との連携について」という監査法規委員会の報告書が公表されている。これらを見ていながら考えてみたい。

2. 監査役等と内部監査部門との連携に関する法的問題

(1) 内部監査とは

- ・内部監査とは一体何か。日本内部監査協会の「内部監査基準」等で書かれている「内部監査の本質」というくだりから、内部監査を定義すると次のようになる。

内部監査とは

○一般社団法人日本内部監査協会 内部監査基準 平成26年改訂

「第1章 内部監査の本質

1.0.1 内部監査とは、組織体の経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として、合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で、ガバナンス・プロセス、リスク・マネジメントおよびコントロールに関連する経営諸活動の遂行状況を、内部監査人としての規律遵守の態度をもって評価し、これに基づいて客観的意見を述べ、助言・勧告を行うアシュアランス業務、および特定の経営諸活動の支援を行うアドバイザー業務である。」

(2) 内部監査部門との連携の強化は「業務執行」にあたるか

監査役等と内部監査部門との連携の強化を考える際に、その連携を強めていけばいくほど、監査役等が業務執行をしていることになるのではないかと問題が生じることになる。通常は業務執行に当たらないと考えられる。

この点を法的にサポートする比較的最近の見解が二つある。

内部監査部門との連携の強化は「業務の執行」あたるか

○平成 26 年会社法改正に伴う法務省令改正についてのパブリックコメント回答

(法務省民事局参事官室) 第 3 の 2 (9) ⑮

「監査等委員会は、内部統制システムが適切に構築・運用されているかを監視し、必要に応じて内部監査部門等に対して指示を行うという方法で監査を行うことが想定されている。したがって、監査等委員が内部監査部門に対して監査等委員会の職務の執行に必要な範囲で指示を行うことは、その職務として当然に許容される」

○経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」の報告書

(「コーポレート・ガバナンスの実践」(2015 年 7 月 24 日) 別紙 3「法的論点に関する解釈指針」)

「内部統制システムを通じて行われる調査等に対して、業務執行者から独立した立場に基づき、指示や指摘をすることは、業務執行者の指揮命令系統に属しては行われぬ行為であり、原則として、業務執行に該当しない」

一つは、平成 26 年会社法改正に伴う会社法施行規則等の改正についてのパブリックコメントの回答である。監査等委員会の監査のやり方についての質問に対する見解を公表している。監査等委員と監査役は、若干異なるが、業務執行を行うことはできないという点では全く共通である。

もう一つは、経済産業省が 2015 年 7 月 24 日に公表した「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」の報告書の別紙である、「法的論点に関する解釈指針」である。社外取締役の役割・機能を論ずる上で、社外取締役は一体どこまでのことを法律上できるのかについて論じた部分で、何をすれば業務執行に当たり、どこまでが業務執行に当たらないかということに記載している。すなわち、業務執行した取締役が社外取締役にはなれないのは、社外取締役は監督機能を担うため、監督機能を担う人が被監督者という立場に立ってはいけない、という考えによるものであり、業務執行者の指揮命令系統から独立して行うことであれば、これは業務執行ではないという考えを示している。

これらの見解を踏まえて、監査役等が業務執行部門から独立した立場で内部監査部門に対して指示や指摘をしている限りにおいて、それが業務執行にあたるという可能性は非常に小さいと結論づけられると思う。

(3) 内部監査部門との連携強化の法的根拠

内部監査部門と連携を強化する際の法的根拠について、直接的な法律上の条文があるわけではないが、連携を強化していくことを考える際のきっかけとなる条文は二つある。一つは会社法 381 条の報告徴求権・業務財産調査権、もう一つは会社法 388 条の費用等の請求権である。

内部監査部門との連携強化の法的根拠 (1)

○会社法 381 条の報告徴求権・業務財産調査権

「監査役は、いつでも、取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対して事業の報告を求め、または監査役設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。」

⇒役職員に報告や調査への協力を求め、意見を述べることができる

(注) 監査等委員会設置会社は会社法 399 条の 3 第 1 項

指名委員会設置会社は会社法 405 条第 1 項

この条文は、監査役が報告を求めることができる、あるいは、業務財産を調査できるというものであるが、報告を求めれば当然報告が返ってくる、業務財産を調査する際には、当然調査を受ける側はこれに協力して、その結果を明らかにする、このような双方向のコミュニケーションが必然的に発生する。

内部監査部門との連携強化の法的根拠 (2)

○会社法 388 条の費用等の請求権

「監査役がその職務について監査役設置会社・・・に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監査役設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。」

⇒監査の職務に必要な補助使用人を会社の費用で自ら雇用できる

(注) 監査等委員会設置会社は会社法 399 条の 2 第 4 項

指名委員会設置会社は会社法 404 条第 4 項

監査役が監査の職務執行に必要な費用は会社に請求できる。外部の専門家に依頼する費用、監査のために補助者が必要だと会社に要求したのに、会社がそれを雇ってくれないという場合に、監査役自らが雇用した場合の費用等は、全て会社に請求することができることになっている。

(4) 業務執行側の理解・協力を得るための法的根拠

報告徴求権・業務財産調査権も、費用等の請求権も、どこまでこれを根拠として監査役が内部監査部門に対して要求できるかははっきりしない。そこで、これを社内で明確にする必要があるが、これに関しては、次の条文が関係してくる。

業務執行側の理解・協力を得るための法的根拠

○会社法 362 条 4 項 6 号、会社法施行規則 100 条の業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則 100 条では、監査体制についても項目を定める)

⇒法令等の遵守、損失の危険の管理等の体制

⇒監査役の補助使用人に関する事項 (取締役からの独立性、指示の実効性を含む)

⇒監査役に報告するための体制 (報告者の不利益取扱い禁止を含む)

⇒監査役の職務の執行に関する費用・債務の処理方針

(注) 監査等委員会設置会社は会社法 399 条の 13 第 1 項 1 号、会社法施行規則 110 条の 4

指名委員会設置会社は会社法 416 条第 1 項 1 号、会社法施行規則 112 条

この条文は、いわゆる内部統制システムについての基本方針の決議に関する条文であるが、あいまいな部分を解消すること、加えて、内部監査部門が業務執行のラインにある場合は最終的には業務執行側の理解・協力が得られなければ有効な連携を図ることができないので、それらも含めて、解決することの法的根拠となる規定である。

3. 「監査役等と内部監査部門との連携について」(日本監査役協会、2017.1.13)

(1) 報告書作成の背景

報告書作成の背景

1. 三様監査における内部監査部門との連携の相対的弱さ

- ① 監査役等：会社法上の機関、②との連携が法定、かつ実態としても監査制度内にビルトイン
- ② 会計監査人：会社法上の機関、①との連携が法定、かつ実態としても監査制度内にビルトイン
- ③ 内部監査部門：会社法上に規定なし、①、②との連携は法的・実態的に監査制度内にビルトインされていない

2. 会社法および同施行規則の改正

会社法施行規則：100条3項3号（新設）、100条3項7号等による監査役等監査の実効性確保の要請

3. 日本再興戦略からコーポレートガバナンス・コード導入への動き

補充原則 4-13③「上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。」

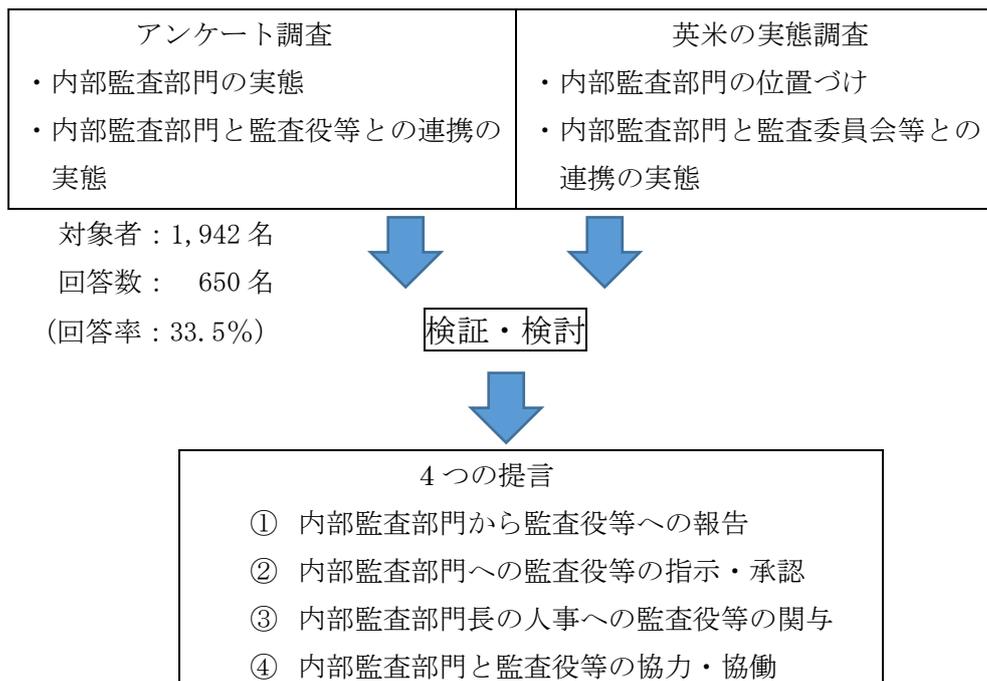
背景や問題意識の第1としては、「三様監査における監査役等と内部監査部門の連携の相対的な弱さ」について触れている。三様監査の当事者の中で、監査役等は会社法上の機関で、会計監査人との連携が法律上規定されており、実態としても監査制度内にビルトインされている。会計監査人も同じく会社法上の機関であり、監査役等との連携が法定され、監査制度内にビルトインされている。

一方、内部監査部門は、監査役等や会計監査人と同じく三様監査の一つの当事者であるが、会社法上には規定はないし、監査役等、会計監査人との連携は法的にも実態的にも監査制度内にはビルトインされていない。

二つ目の背景は、会社法と会社法施行規則の改正である。

三つ目の背景としては、コーポレートガバナンス・コードにおける問題意識、特に補充原則 4-13③にある「上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである」を挙げている。

(2) 検討のステップ



4. 4項目の提言

(1) 提言①:内部監査部門から監査役等への報告

4項目の提言①

提言①:内部監査部門から監査役等への報告

- ・監査役等の情報収集体制の強化を図るため、内部監査部門の年間監査計画、要員計画、予算、内部監査規程の改廃等について、会社法第381条第2項及び第3項に規定された監査役の報告徴求権を、社内ルールによって具体化・明文化するべきであろう。
- ・また、内部監査部門がその業務執行に関して行う社長、内部監査担当役員等への事業の報告についても、並行して監査役等に報告することをルール化するべきであろう。
- ・ルールの規定方法としては、監査役の自主ルールである監査役監査基準に加えて、取締役会にて決議され、開示される内部統制基本方針等の業務執行側が決定・承認する規則等に盛り込むことが望ましいであろう。

まず、最初の提言は、「内部監査部門から監査役等への報告」に係るものである。

最初のパラグラフは、会社法381条2項、3項、監査等委員会設置会社の場合は399条の3の1項、指名委員会等設置会社は405条1項となるが、これらで規定された報告徴求権の具体化、明文化について述べている。

二つ目のパラグラフは、内部監査部門からの複線の報告ルートのルール化について触れている。

三つ目のパラグラフは、ルールの規定方法として、監査役監査基準に加え、内部統制基本方針等に盛り込むのが望ましいと述べている。

(2) 提言②:内部監査部門への監査役等の指示・承認

4項目の提言②

提言②:内部監査部門への監査役等の指示・承認

- ・監査役等の補助使用人に対する指揮監督権の行使として、内部監査部門の職員の補助使用人としての活動について指示・承認をすることができるようにするため、内部監査部門の職員を監査役等の補助使用人とする（他部署との兼務とすることを含む）ことを内部統制基本方針等で定めることを検討すべきである。
- ・その際、内部監査部門長も補助使用人を兼務させれば、監査役等は内部監査部門長を通じる等して、内部監査部門に対して適切に指示・承認を行うことができる。
- ・また、内部監査部門の職員を補助使用人としなない（補助使用人を兼務させない）場合であっても、会社法第381条第2項の報告徴求権や業務財産調査権の行使の一環として、または、それを超えて、監査役等が内部監査部門の職員に一定の指示・承認を行うことができることを明確にするため、これらの指示・承認権限を内部統制基本方針等に明記して、業務執行機関の決定により制度的な担保を設けることを検討すべきである。

次の提言は、「内部監査部門への監査役等の支持・承認」について述べている。

最初のパラグラフは、内部監査部門の職員を監査役等の兼務補助使用人とすることを内部統制基本方針等で定めることを検討すべきと提言している。

また、二つ目のパラグラフは、内部監査部門長の補助使用人兼務について言及している。

三つ目のパラグラフは、内部監査部門の職員が補助使用人を兼務しない場合であっても、会社法 381 条 2 項の解釈として、報告徴求権に加え、一定の指示・承認を行うことができるとしつつ、その明確化のためには、内部統制基本方針等に記載することを検討すべきあるとしている。

(3) 提言③:内部監査部門長の人事への監査役等の関与

4 項目の提言③

提言③:内部監査部門長の人事への監査役等の関与

- ・内部監査部門長の人事（選任、異動、考課・評価、処分等）に関し、執行側から監査役等への事前報告を求めることは会社法第 381 条第 2 項に基づき可能である。ただし、会社法第 381 条第 2 項に即して事前に報告を求めることのできる情報の範囲については、監査役等と業務執行側とで見解を異にすることもありうることから、内部統制基本方針等に明記することが望ましい。
- ・一方、事前報告を超えた監査役等との協議やその承認について、会社法第 381 条第 2 項の報告徴求権だけを根拠に認めることは難しいと考える。内部監査部門の職員が監査役等の補助使用人を兼務している場合はもちろんのこと、そうではない場合も、監査役等の協議や承認を認めるのか否か、さらには、どの範囲で認めるのかを明確にするためには、内部統制基本方針等により制度的な担保することが必要となろう。

三番目の提言である、「内部監査部門長の人事への監査役等の関与」については、まず上のパラグラフで、会社法 381 条 2 項の解釈として、内部監査部門長の人事に関し事前報告を求めることができるとしつつも、その範囲については、内部統制基本方針等で明記することがのぞましいとしている。

また、下のパラグラフでは、報告を超えた協議や承認については、会社法 381 条 2 項だけを根拠とするのは難しいとして、もし監査役が協議や承認まで関与する場合には、内部統制基本方針等で制度的に担保することが必要であるとしている。

ここまで、報告、指示・承認、人事への関与という項目別に、三つの提言の概要をみた。

切り口を変えて三つの提言を見てみると、内部監査部門との連携強化の方法として、大きく二つの方向性を示していることがわかる。一つの方向性は、内部監査部門の監査役等スタッフの兼務による連携強化である。もう一つの方向性は、兼務しない場合の連携強化である。

(4) 提言④:内部監査部門と監査役等との協力・協働

4 項目の提言④

提言④:内部監査部門と監査役等との協力・協働

- ・監査日程の調整、合同監査、定期的情報交換などは、監査役と内部監査部門の提携・協働という観点から優れた取り組みと思われ、さらなる強化が図られることが望ましい。
- ・内部監査と監査役監査は、その内容が必ずしも同一でないかもしれないが、相互の連携を図ることにより、各々の実効性を高めることが可能な面はあろう。また、企業規模によっては、内部監査部門に振り向けられるリソースには差があるのが実態であろうし、中堅・中小企業の場合には、内部監査部門に加え、監査役等もまた体制が十分ではない可能性があることから、特に合同監査や合同往査などの手法が検討されてもよいと考える。

四番目の提言は、前の三つの提言とは異なって、法的検証や検討とは関係がない、内部監査部門と監査役との間の任意の協力・協働という運用面の提言である。

まず、上のパラグラフで、監査日程の調整、合同監査、定期的情報交換などのさらなる強化が望ましいとし、下のパラグラフでは、内部監査と監査役等監査のそれぞれの実効性向上や、監査リソースの乏しい場合のメリットなどを述べている。

※別府庄之助氏の意見(第304回監査セミナーにて)

「内部統制システムを整備させ、内部監査部門に検証させる」ために監査役(会)は何をすべきか。

内部監査部門の活用が重要である。

○内部統制システムの検証は、内部監査部門の活動に依拠する。そのためには、監査役会と内部監査部門の関係を明確にして、関与の仕方をルール化(規程化)する。(連携という、あいまいな関係では不十分)

○日本監査役協会の提言をベースにして、社内で話し合いを進める。

この提言は、監査役協会が内部監査部門との関係をはじめて真正面から取り上げた画期的なレポートとして高く評価したい。

<日本監査役協会の提言に対する私見>

① 補助使用人とする考えには同意できない。

・内部監査部門は会社に価値を付加し、改善するための活動で会社の目標達成に貢献すること、監査役(会)は監視・監督する仕事。

・補助使用人にすれば(自分の部下にすれば)、社長に気兼ねなく指示や承認ができる、との消極的な考えでは不可。

・監査役(会)が指示・承認することが会社にとってプラスになる、と信ずるのであれば、社長を説得して取締役会で決定すればよい。

② 内部監査部門の報告先(直属関係)は社長と監査役会の2系統にする。

・内部監査部門を取締役会・監査役会等の直轄とすべきかのアンケートでは、「どちらともいえない」が6割、「直轄とすべき」が2割、「直轄にすべきではない」が2割。監査役の意見は分かれている。

・二者択一ではなく、社長と監査役会の2系統の報告経路(Dual Reporting Line)とする。

・監査役会が関与する重要事項(年間監査計画や内部監査部門長の異動など)への関与の仕方(事前同意、承認など)をルール化する。

③ 内部監査部門長の社長からの独立性を担保する仕組みが必要。

・常勤監査役(多くは社内監査役)と緊密に連携しているだけでは不十分。独立社外監査役が出席している監査役会での報告が必要。

・日頃から、監査部長が独立社外取締役及び独立社外監査役と緊密に意思疎通できる仕組みが必要。取締役会の場で年間総括報告しているだけでは不十分。

・最近増えてきた社外役員会(社外取締役と社外監査役だけの会合)の場で、監査部長が直接報告できる仕組みを設ける。

5. 「会計不正防止における監査役等監査の提言」(日本監査役協会、2016.11.24)

(1) 監査役等の監査と三者間の連携

監査役等として、日常の経営監査、業務監査、会計監査を踏まえた、総合的な観点で会計不正防止に対応していくべきである。

監査役等、内部監査部門、会計監査人の三者間の連携に当たって、監査役等は三様監査を統括する意識を持って、主体的な役割を果たすべきである。また、監査役等、内部監査部門、会計監査人はそれぞれの役割を理解し、相互に改善点について意見交換を行うなど一定の緊張感を保ちながら、リスク・アプローチに必要なリスクの分析等において三様監査全体の実効性を高めるよう連携すべきであり、監査役等としても必要な情報を積極的に発信していくべきである。

不正には企業風土や業務処理プロセス上の問題が関係することが多い。会計不正防止の観点でも、会計監査のみではなく、経営上の意思決定や経営管理に関する監査(経営監査)、業務処理プロセスに関する監査(業務監査)も監査役等として重要な職務となる。また、経営トップは不正防止に対して真剣に取り組み、必要な体制の整備を進めるべきであり、その取組姿勢により役職員の意識も変わり社内の風土も変化する。監査役等は経営陣との定期的な会合等を通じ、不正防止に対する経営陣の姿勢を確認・評価し、また、統制環境に綻びがないか監視し、必要に応じ改善策を提言することが重要である。

会計監査の実効性を高めるためにはリスク・アプローチの手法、すなわちリスクが相対的に高い領域を中心に監査を行うことが考えられ、そのためにはリスクの抽出が重要となる。監査役等によるリスク抽出への対応としては、重要な社内会議等への出席、幹部との面談、往査などが考えられる。また、内部通報制度もリスク状況の把握に有用であり、有効に機能しているか適宜確認することが必要である。監査役等は自らの対応に加え、内部監査部門、会計監査人との三者間の連携で、事業リスク、事業運営リスク、業務リスクを抽出するとともに、監査の有効性、効率性向上の観点で、監査計画、監査方法、監査報告内容用についての議論を深めることが望ましい。議論を進めていく上で、相互に改善点について真摯な意見交換を行い、緊張感ある連携を実現し、それぞれの監査品質の向上を図ることも必要である。監査役等から内部監査部門又は会計監査人への情報発信が少ない傾向にあるため、監査役等としても積極的な情報発信をしていくべきである。

三者間の連携の中で、監査役等が自ら会計帳簿を閲覧、チェックすることもあろうが、監査役等の役割としては、リスク項目に対する執行部門の統制方法、会計監査人及び内部監査部門の監査方法と監査結果評価を行うことの方がより重要であり、統制、監査が不十分な場合は改善を促すことが求められる。

(2) 監査役等と内部監査部門との連携

監査役等は内部監査部門と緊密な連携を保ち、内部監査部門の調査内容、調査範囲、陣容等を考慮した上で、監査の有効性及び孤立性向上に向け、監査計画、監査方法、監査実施状況等の情報共有とそれぞれの監査への活用を図るべきである。

内部監査部門が業務監査及び内部統制監査(金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制の監査)に加え会計監査も行っている会社もあるが、大半は業務プロセス監査の観点から会計監査を行っている。監査役等は業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性等の内部統制の有効性を確保するため、内部監査部門による監査の有効性を把握するとともに、会計監査人とも連携を図り、必要に応じて内部監査部門の充実などについて、執行側に改善を促すことも重要である。

内部監査部門は各社により監査内容、監査範囲、陣容等が異なり、また監査役等との合同監査の実施や、内部監査部門長の人事に監査役等が一定の関与をしている会社もあるなど、監査役等との関与の方法も異なる。そこで、各社の状況に応じて、監査役等と内部監査部門が緊密な連携を保ち、適宜情報交換の機会を持つことにより、お互いの役割を理解しながらそれぞれの監査活動を進める必要がある。内部監査部門の組織上の位置づけは社長直属の会社が多い。会計監査に限ることではないが、内部監査部門の組織上の位置づけに関わらず、監査計画の策定・変更、監査方法の確認、事業リスクや事業運営リスクの抽出、往査内容の決定と分担を含む監査の実施について、積極的に情報・意見交換すべきであり、可能な限り一体感のある運用を行うことが望ましい。また、情報の共有のため、内部監査部門のレポートラインは監査役等にも平時・有事に関係なく確保されるべきである。

内部監査部門は一般的には業務監査及び内部統制監査が中心で、会計監査に関しては業務監査や内部統制監査に関連する範囲で実施している会社が多いと思われるが、内部監査部門が業務プロセス監査の観点を超えて会計監査を実施している会社もある。会計監査人だけでなく、会社業務に精通した者が会計監査に関与することで、より品質の高い監査結果が期待できる領域がある場合、当該領域において内部監査部門が会計監査人と連携しながら監査を行うことも考えられる。会社の規模や事業内容等により、内部監査部門による会計監査への関与の在り方は様々であるが、内部監査部門が会計監査人とは別の視点でリスクを把握することが有用な場合もある。監査役等としても、内部監査部門による会計監査への関わり方、関与する場合の監査の方法、実施状況を把握した上で、監査結果の報告等を定期的に受けるべきである。

また、内部監査部門の充実には会計監査を含む監査全体の品質向上に寄与するものであり、監査役等は、監査の実効性向上に向けて、内部監査部門の重要性について執行側に対し内部監査部門に適切な人員の配置を要請するなど、会計監査の強化・充実化に向けた改善を促すことも重要である。

6. 前職（応用地質（株））における監査役等と内部監査部門との連携

- (1) 定例会（毎月）を開催。参加者は常勤監査役2名とコンプライアンス室2名。
- (2) コンプライアンス室年間監査計画の説明・意見交換、個別監査計画・結果の説明、グループ会社のヒアリング結果の説明、海外グループ会社の場合は、海外事業本部にも協力要請。
- (3) 監査役年間監査計画・重点監査項目の説明
- (4) 監査役と内部監査部門の連携については、内部統制基本方針に明文化した。

*** 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」において記載している。**

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する支持の実効性確保に関する事項
 - a. 取締役会は、監査役から補助使用人設置の要請があったときには速やかに対応する。
 - b. 補助使用人の任命、異動に係る事項については、事前に監査役会の同意を要する。
 - c. 監査役の指示に基づく補助使用人の業務については、取締役の指揮命令は及ばない。
 - d. 任命された補助使用人が、監査役の指示に基づく業務の重要性と独立性を十分に理解したうえでその職務を遂行するよう、周知・徹底する。

(参考資料1)

(月刊監査役臨時増刊号 新任監査役ガイドブック<第6版>より)

Q21:監査役スタッフの役割や、監査役としての留意点は？

1. 補助使用人について

補助使用人の役割は、監査役の職務の補助をすることである。

監査役は限られた員数で、多岐にわたる監査職務を遂行する必要がある。内部監査部門等を活用することもできるが、やはり監査役が直接指揮命令できる専任のスタッフがいる方が効果的かつ効率的に職務が遂行できる。

監査役として監査職務を効率的に遂行するよう努力しても、なお時間が足りず、実効的な監査ができない場合は、理由を明確にして取締役(会)に補助使用人の設置を要請する。

2. 独立性の確保と監査環境の整備

監査役としては、補助使用人が安心して職務に精励できるよう、業務執行者からの独立性の確保と監査環境の整備に努める。

具体的には、補助使用人について、①その権限、②その属する組織、③監査役の指揮命令権、④その人事異動・人事評価・懲戒処分に対する監査役の関与などについて、取締役(会)との間で明確化する。

3. 各社の実態

協会の実態調査の結果は、次のとおりである。(月刊監査役 No.534:94~99頁)

1) 補助使用人の設置状況

専属又は兼務の補助使用人を設置している会社は全体の38%。設置会社における補助使用人の人数は、1人が54%、2人が27%、3人が10人、4人以上が9%である。

2) 職務内容(役割)

設置会社における補助使用人の職務内容は、①監査役会など会議の事務局が70%、②監査役会の議事録等の作成・整備が69%、③監査の事前準備(スケジュール調整、情報収集等を含む)が64%、④監査(調査)の同行が51%である。

3) 人事関係

設置会社における補助使用人の人事処遇等に対する監査役の関与は、人事異動が66%、人事評価が53%、懲戒処分が30%である。

(参考資料2)

(月刊監査役臨時増刊号 新任監査役ガイドブック<第6版>より)

Q26:内部監査部門との連携はどのようにしたらよいのか？

1. 内部監査部門とは

内部監査部門は、原則として任意の組織であり、通常、取締役(会)の指揮下で、業務執行ラインから独立した立場で、内部統制の整備・運用状況を検討・評価し、改善を促す職務を担う組織をいう。

内部監査関連の資格としては CIA(公認内部監査人。米国の内部監査人協会が認定する国際資格)や QIA(内部監査士。日本内部監査協会が認定する国内資格)等がある。

2. 内部監査部門との連携

監査役と内部監査部門等とは、立場や目的は異なりますが、監査ということには変わりなく、連携して組織的かつ効率的な監査を実施することが求められている。

監査役としての具体的な連携の方法を例示すると、つぎのとおりである。

- ① 内部監査部門等との監査計画や監査結果について定期的に報告を受け、重要な問題があるときは都度報告を受ける。
- ② 内部監査部門等の監査結果について、その適切性(監査品質など)を確認の上、監査役監査に実効的に活用する。
- ③ 内部監査部門等に、必要に応じて調査を求める。
- ④ 監査役の監査計画や監査結果について内部監査部門等に伝える。
- ⑤ 必要に応じて、相互の監査計画等の内容を調整する。
- ⑥ 定期的に連絡会を開催するなどして、意思疎通と情報交換を図る。また、社外監査役も情報の共有に努める。

3. 協会の実態調査(月刊監査役 No.663別冊付録:38頁、44頁)

内部監査を担当する部門・部署がある会社が、全体の96%ある。

上記の会社のうち、内部監査部門から監査計画の報告を受けている会社が92%、監査結果の報告を受けている会社が97%、逆に、監査役から監査計画を伝達している会社が81%、監査結果を伝達している会社が69%である。

資料編

1. 日本監査役協会「会計不正防止における監査役等監査の提言
～三様監査における連携の在り方を中心に～」(2016.11.24)
2. 日本監査役協会「監査役等と内部監査部門との連携について」(2017.1.13)
3. 「月刊監査役」No.670「第84回パネルディスカッション」
4. 「月刊監査役」臨時増刊号 No.669 新任監査役ガイドブック<第6版>
5. 「監査役監査の実務と対応(第5版)」高橋均著
6. 第304回監査セミナー「監査役等のあり方」別府庄之助氏